

アイシングループ人権方針

アイシングループは、「"移動"に感動を、未来に笑顔を。」を経営理念として掲げ、夢と志をもって自ら行動する中で、クリーンパワーによる"移動"の進化を核に環境・社会課題に具体解を示し、誰もが安心・快適な未来を創っていくことを目指しています。そのような中、私たちは、新しい価値の創造、国際協調と競争の中での着実な成長、社会・自然との共生、個人の創造性・自発性の尊重へ向けた取り組みを進めてきており、事業を通じた環境・社会課題の解決に向けて挑戦し続けることが、持続可能な社会、美しい未来地球の実現につながると考えています。また、人権の尊重は、私たちのあらゆる事業活動の基盤となるものであり、それぞれの国・事業での活動に関係する様々な人権課題について理解を深め、適切な行動をとっていくことが私たちに求められていると、強く認識しています。

本方針は、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、グローバルに事業を展開するアイシングループとして国際的に認められた人権を尊重し、活動を行う国の関連法令の遵守を徹底すべく定めるものです。

本方針はアイシングループサステナビリティ憲章に基づく、人権に関する最上位の方針として位置づけます。

1. 人権尊重へのコミットメント

アイシングループは、研究開発、調達から、商品・サービスの提供に至る事業活動が、潜在的にあるいは実際に人権への影響を及ぼす可能性があることを理解し、影響を受ける方々の視点から理解することの重要性を認識しています。

アイシングループは他者の人権を侵害しないよう最大限に配慮し、自らの事業活動上生じる人権への負の影響に対処していきます。また、すべての取引先をビジネスパートナーとして認識し、アイシングループが直接には人権への負の影響を助長していない場合でも、アイシングループのビジネスパートナーおよびそのほかの関係者がサプライチェーンにおいて人権への負の影響につながっている場合、アイシングループは、当該関係者に対し、人権を侵害しないよう働きかけるものとします。

アイシングループは、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用および職業における差別の排除等）などに規定されている国際的に認められた人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、実践に向け取り組みます。また、アイシングループが事業を展開する各国の関連法令の遵守を徹底します。国際的に認められた人権水準と各国や各地域の法令の間に差異がある場合、私たちは、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を最大限尊重するための方法を追求していきます。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、アイシングループ（株式会社アイシン及びその連結子会社）のすべての役員と従業員（嘱託社員、有期契約社員、派遣社員等を含む）とします。また、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 人権デュー・ディリジェンス

アイシングループは、人権尊重の責任を果たすため、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に従って、事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するために人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施するものとします。

4. 是正・対応窓口

アイシングループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正に取り組むものとします。また、そのような状況下において、影響を受けた関係者がアクセスし得る対応窓口を整備します。なお、アイシングループは、通報を行ったステークホルダーに対し、いかなる不利益な取り扱いも行いません。

5. 教育・定着

アイシングループは、本方針の実効性を担保するため、役員と全従業員に適切な教育・啓発活動を行うものとします。また、本方針が事業活動全体に定着するよう、関連する方針や必要な手続きの中に反映します。

6. モニタリングと情報開示

アイシングループは、人権方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。アイシングループのウェブサイトや統合報告書その他のコミュニケーション手段を通じて、人権方針の浸透に向けた取り組みの進捗状況・人権尊重の促進に向けた取り組みを定期的に開示します。

7. ステークホルダーとの対話・協議

アイシングループは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、社内外の有識者に相談しつつ、関連するステークホルダーと対話の機会を確保し、誠意をもってステークホルダーとの協議を行うものとします。なお、ステークホルダーには、お客様、株主および投資家、サプライヤー、地域社会並びに社員など、企業の活動に関係するすべての人々や組織が含まれています。

2021 年 4 月 5 日制定

2025 年 3 月 11 日改訂

株式会社アイシン
取締役社長・社長執行役員
吉田 守孝